市の文化の発展に貢献された方の功績をたたえて

田辺市文化賞の受賞者を紹介します

市では、昭和45年に創設した「田辺市文化賞」の制度を継承し、毎年、この時期に市の文化（学術、芸術、体育、生活文化等）の発展に貢献された方に本賞を贈り、その功績をたたえています。創設から52回目を迎えた本年は、次のお二方に本賞をお贈りすることに決定しました。　問秘書課 秘書係　☎0739（26）9910

略歴

昭和29年　和歌山県立田辺高等学校卒業
昭和44年　近畿大学商経科卒業
昭和50年　近畿大学法学部卒業

昭和29年　本宮町立四村川小学校講師（東牟婁地方小中学校教諭を歴任）
平成 4 年　本宮町立本宮中学校校長（平成7年退職）
平成 7 年　家業の民宿「小栗屋」を継ぐ（平成29年まで）

平成 3 年　全国小栗フォーラム会員（会長代行）、小栗フォーラム熊野会員
平成 7 年　熊野本宮観光協会（平成29年まで）
平成10年　熊野本宮語り部の会（平成26年まで）
平成22年　「第13回小栗サミット・熊野のつどい」実行委員会代表
令和 元 年　「第15回小栗サミット・みなべのつどい」実行委員会代表

受賞歴

平成15年　ふるさと名人「紀の人賞」（和歌山県）

著書

平成22年　『ガイドブック　小栗判官物語』（平河工業社）
平成31年　『祈りの道 小栗街道 熊野権現参詣道』（小栗フォーラム）

安井（やすい）　理夫（ただお）氏
（西牟婁郡白浜町堅田）

田辺市文化賞受賞コメント

今回の田辺市文化賞受賞のご連絡をいただき、私のようなもので良いのかと戸惑いました。私は、今日まで三十年余にわたる「小栗判官物語」の研究と、物語の神髄にある熊野信仰と併せて熊野の文化や自然の素晴らしさを紹介させていただいたことは、この地方の観光振興の一助となったものと信じております。物語の研究を共にした同志と、この賞をいただくことにお骨折りいただきました各位に深くお礼と感謝を申し上げます。

【受賞者の紹介】

昭和10年、東牟婁郡四村（現本宮町湯峯）で生まれ育ち、昭和29年から平成7年まで、40年の長きにわたり地域の学校教育の充実・向上に尽力した。教職を引退後、氏の父が始めた民宿「小栗屋」を経営し、その傍ら当地とゆかりのある「小栗判官物語」の研究、伝承に努めた。

「小栗判官」は中世の口承文芸「説経」の最長編の演目である。妻・照手姫の一門に殺された小栗は閻魔大王の計らいで、目も見えず耳も聞こえず口もきけず、歩くこともできない体で娑婆に戻され、相模の国から熊野まで運ばれて湯峯の湯で癒されて全快する。熊野の強力な浄化力を伝えるこの説経は庶民の人気を博し、熊野への道が「小栗街道」とも呼ばれるようになった。

昭和40年代に地元の有志で「小栗会」を結成。小栗判官に関する観光案内板の設置や観光客の案内等を行った。平成3年、岐阜県大垣市、茨城県協和町（現茨城県筑西市）等の有志の人々と「小栗フォーラム」を結成。研究発表や芸能鑑賞、伝承地巡りなどを行う「小栗サミット」を開催した。平成22年に本宮町、令和元年10月にみなべ町で開催された小栗サミットでは、実行委員会の代表として中心的な役割を担い、大会を成功に導いた。

平成31年3月には『祈りの道 小栗街道 熊野権現参詣道』を刊行。現在は白浜町に居を移し、印南町から上富田町に至る小栗街道の復元に向けた活動に取り組んでいる。また、民宿経営時には、民宿の一室を「小栗の部屋」と名付け、氏が収集した資料を展示し、「病気で悩む人を温かく迎えた郷土の精神」の伝承に努めた。娑婆に戻された小栗の姿はハンセン病患者がモデルだと考えられ、「小栗街道は社会的弱者が再生を念じて歩んだ道であった」と氏は語る。

平成3年の小栗フォーラム結成から約30年と長きにわたる氏の一連の心血を注いだ活動は、地域の文化振興及び観光振興に大きく寄与しており、その功績は誠に多大である。

略歴

昭和25年　桜美林学園英文専攻科卒業
昭和51年　田辺幼稚園勤務（昭和52年まで）
昭和60年　田辺おはなしの会代表（平成20年まで）
平成 6 年　図書館ボランティアの会「ともしび」代表（平成28年まで）

受賞歴

令和 2 年　図書館法施行70周年記念図書館関係者表彰（文部科学省）

田辺おはなしの会として
平成12年　田辺市立図書館100周年記念図書館活動振興功労者感謝状（田辺市）
平成12年　優良読書グループ表彰（㈳読書推進運動協議会）
平成16年　子供の読書活動優秀実践団体表彰（文部科学省）
平成19年　社会教育功労者表彰（田辺市）

図書館ボランティアの会「ともしび」として
平成20年　和歌山県知事表彰（和歌山県）
平成28年　ボランティア功労者感謝状（厚生労働省）

染谷（そめや）　文代（ふみよ）氏
（上屋敷二丁目）

田辺市文化賞受賞コメント

この度、田辺市文化賞受賞のご連絡をいただき、私がいただいて良いのかなと戸惑いました。同じ志で活動している仲間たちが大勢います。その方たちの代表としていただくものと思いました。地味な活動ですが皆様に支えられて、永く続けることができました。この賞をいただくことになりましたことを、深く感謝いたします。ありがとうございました。

【受賞者の紹介】

昭和5年、神奈川県鎌倉郡片瀬町（現神奈川県藤沢市片瀬）に生まれ、昭和25年3月桜美林学園卒業後、結婚を契機に田辺市在住となる。

自身の子育て体験や幼稚園での勤務などから、子供たちと共に本を楽しみたいという思いが大きく、昭和53年より市立図書館の親子文庫の立ち上げや子供向け行事に尽力してきた。昭和60年には「田辺おはなしの会」を立ち上げ、市立図書館において読み聞かせ活動を開始する。お話し講座や絵本講習会の講師として活動するとともに、市立図書館を拠点として市内の小学校や幼稚園、児童館へ出向き、おはなし会を開くなど、子供たちが本を楽しむ機会を多く作ってきた。

また、県内外の読み聞かせボランティアとの交流会や講座・研修会を定期的に実施し、田辺・西牟婁地方における図書館活動と子供の読書活動の振興に尽力した。

平成6年には紀南地方の視覚障害者の学習活動を支援するため、県立紀南図書館を拠点として『図書館ボランティアの会「ともしび」』を立ち上げ、電話による地方新聞の朗読や録音図書の制作を開始した。時事的な事象や時候の出来事をテープやＣＤに録音した録音雑誌「ともしび」の発行と共に交流会を実施するなどにより、視覚障害者の学習活動に貢献した。図書の音訳は、読むことの基本となる呼吸や発声、アクセントが重要で、加えて専門的な知識を必要とするなど苦労も多い中、仲間と共に長年音訳活動を続け、近年は新人ボランティアの育成にも力を注いだ。

子供たちへの読み聞かせや視覚障害者の方たちへの音訳と、長年にわたり地道に続けてこられた活動は、現在も続き活動している読み聞かせ等図書館におけるボランティア活動の先駆けとなり、礎を築くなど読書活動の振興に大きく寄与しており、その功績は誠に多大である。

オンライン配信します

たなべ人権フェスティバルを開催します

日時 12 月 24 日㊎ 9 時～令和 4 年 1 月 11 日㊋ 17 時（オンライン配信）
内ミュージカル「はだかの王様」 約 60 分
料無料（視聴に必要なインターネット通信費、回線費等は視聴者の負担となります。）

■視聴方法

パソコン、スマートフォン、タブレット等で下記ホームページから視聴ページにアクセスしてください。

■注意事項

◇動画視聴には大容量のデータ通信を消費するため、安定したインターネット環境（Wi-Fi、有線LAN）のご利用を推奨します。
◇本配信の写真撮影（スクリーンショット含む。）、録音、録画、転送等は一切禁止です。
問人権推進課 人権推進係（本庁舎 4 階）
☎ 0739（26）9912
□ https://www.city.tanabe.lg.jp/jinken/festival.html

熊野地方に伝わる伝説

三体月観月会を開催します

（イメージ）

旧暦の 11 月 23 日、山から昇る下弦の月が、三つに見えるという熊野地方に伝わる「三体月の伝説」にちなんだ観月会を開催します。ロマンあふれる月待ち行事に是非ご参加ください。

【中辺路地域】
日時 12 月 26 日㊐ 20 時 30 分集合
場中辺路町潮見峠
集福巌寺（一願寺）
定 15 名［先着］
料 500 円
申 12 月 23 日㊍までに、下記へ電話でお申し込みください。
問中辺路町観光協会（熊野古道館内）
☎ 0739（64）1470
□ https://www.nakahechi.jp

【本宮地域】
日時 12 月 26 日㊐ 22 時 30 分集合
場本宮町大日山
集世界遺産熊野本宮館
定 20 名［先着］
料無料
申 12 月 25 日㊏までに、下記へ電話でお申し込みください。
問熊野本宮観光協会（世界遺産熊野本宮館内）
☎ 0735（42）0735
□ https://www.hongu.jp

新年の走り初めにみんなで走ろう！

新春長距離走の参加者を募集します

日令和 4 年 1 月 8 日㊏
※小雨決行、荒天時中止（予備日 1 月 9 日㊐）
時◇**受付**　7 時 50 分～ 8 時 20 分
※今年度は開会式は行いません。
◇**競技開始**　9 時～
◇**競技終了予定**　13 時 30 分
場田辺スポーツパーク陸上競技場
料当日受付にお持ちください。
◇**小学生**　200 円
◇**中学生**　300 円
◇**高校生**　400 円
◇**一般**　500 円
申◇**アスリートランキングからお申込みができる方**
右記アスリートランキングホームページからお申込みください。編成に必要となりますので、資格記録（最近の記録）を入力してください。
◇**アスリートランキングからお申込みができない方**
右記申込みページからお申し込みいただくか、氏名、ふりがな、性別、学校又は所属、学年（一般の場合は年齢）、参加種目、最近の最高記録、ゼッケン・ナンバーカードの番号（お持ちの方のみ）、電話番号をご記入の上、下記へ郵送又は FAX・E メールでお申し込みください。
※電話及び当日申込みは受付できません。
■申込期限　12 月 23 日㊌まで
問◇スポーツ振興課 市民スポーツ係
〒 646-0061 上の山一丁目 23-1-1
田辺スポーツパーク管理事務所
☎ 0739（25）2531
FAX 0739（25）0387
□◇**アスリートランキングホームページ**
http://www.athleteranking.com/

◇**申込みページ**
https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSco8z_ffMmt4P0RMn-ak7a_fDltYSwXvqNen-MChGs9H-p2xg/viewform

記念講演も開催

第 31 回南方熊楠賞授賞式を開催します

【第 31 回南方熊楠賞授賞式】
日時令和 4 年 1 月 22 日㊏　13 時 30 分～
場紀南文化会館「大ホール」
■受賞者
山極（やまぎわ） 寿一（じゅいち） 氏（総合地球環境学研究所 所長）
内◇授賞式
◇受賞者記念講演「ゴリラから見た人間の社会力と未来」
定 220 名［先着］
申 12 月 10 日㊎ 10 時以降に、右記へ電話でお申し込みください。
【南方熊楠賞記念特別公開】
日令和 4 年 1 月 22 日㊏
時 10 時～ 17 時（最終入館 16 時 30 分）
場南方熊楠顕彰館（南方熊楠邸）
※南方熊楠賞の開催を記念して授賞式当日は、南方熊楠邸の観覧料が無料になります。
問南方熊楠顕彰館
☎ 0739（26）9909

山極 寿一 氏

適正な課税事務の遂行のため、なお一層のご理解とご協力をお願いします

個人住民税の特別徴収を実施します

個人住民税の特別徴収は、事業所（給与支払者）が、所得税の源泉徴収と同様に、従業員の方（給与所得者。正規雇用だけでなく、非正規雇用も含む。）が納めるべき個人住民税を毎月の給与の支払時に徴収（天引き）し、市区町村に納入していただく制度です。

■どのような場合に特別徴収義務者になるのでしょうか？

地方税法の定めにより、事業所が、所得税の源泉徴収義務者である場合は、個人住民税についても特別徴収の義務があります。

ただし、次の場合は普通徴収（従業員の方が自分で納付）とすることができます。

◇退職者又は退職予定者（5月末日まで）
◇給与支給額が少なく、個人住民税額を引ききれない
◇給与の支払が不定期（毎月支給されていない）
◇他の事業所で特別徴収されている（乙欄適用者）

※普通徴収とする場合は、給与支払報告書と一緒に「普通徴収切替理由書（兼仕切紙）」を必ずご提出ください。また、該当する従業員の方の個人別明細書の「摘要」欄に普通徴収に該当する理由を記載してください。

■特別徴収のメリット

従業員の方にとっては、毎月給与から徴収されるため、わざわざ金融機関へ納税に出向く手間を省くことができます。また、普通徴収は年4回払いに対して、特別徴収の場合は、1年分の税額を12回に分けるため、1回あたりの納付額が少なくなります。

事業所にとっては、従業員の方それぞれの個人住民税額は、市区町村で計算しお知らせしますので、所得税のように年末調整をするなどの手間がかかりません。

※住民税をはじめとする地方税は、皆さんの身近な行政サービスに使われています。

問税務課 市民税係（本庁舎2階）
☎0739（26）9920
□https://www.city.tanabe.lg.jp/zeimu/shiminzei/tokuchou_q_a.html

■特別徴収の仕組み

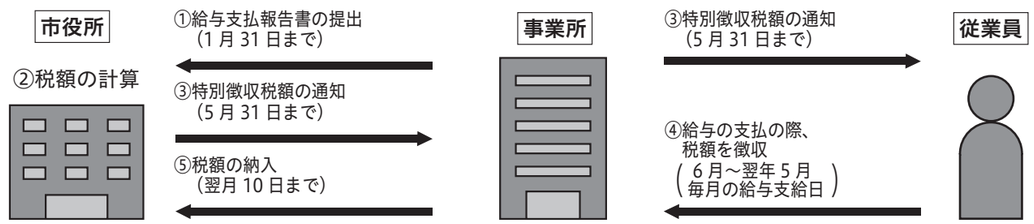

※従業員の方が常時10名未満の事業所は、申請により年12回の納期を年2回とすることもできます。
※地方税共通納税システム（電子納税）により、納入することができます。直接金融機関へ赴くことなく、複数の自治体に一括して電子納税ができます。

令和3年中に従業員の方へ給与等の支払いをされた事業主の方へ

令和4年度（令和3年分）給与支払報告書の提出をお願いします

■提出期限　令和4年1月31日㈪
■提出先　令和4年1月1日現在における従業員の方の住所地の市区町村です。市の場合は、右記又は各行政局住民福祉課（23ページ参照）へ直接お持ちいただくか、右記へ郵送してください。

なお、個人事業主の方が提出する場合は、事業主ご本人の個人番号と本人確認の書類が必要となります。詳しくは、下表をご確認ください。

問税務課 市民税係（本庁舎2階）
〒646-8545　新屋敷町1
☎0739（26）9920

■番号確認及び本人確認を行う時に使用する書類の例

	番号確認書類	本人確認書類
マイナンバーカード（個人番号カード）がある場合	マイナンバーカード（裏面）	マイナンバーカード（表面）
マイナンバーカード（個人番号カード）がない場合	下記のうち1点 ◇通知カード ◇住民票の写し（個人番号の記載があるもの） ◇住民票記載事項証明書（個人番号の記載があるもの）	■顔写真付のものは下記のうち1点 ◇運転免許証、パスポート等 ■顔写真付でないものは下記のうち2点 ◇公的医療保険の被保険者証、年金手帳、国税・地方税・社会保険料・公共料金の領収書等

※代理人が提出される場合は、事業主ご本人のマイナンバー（個人番号）が確認できる書類（写しでも可）と代理人の確認書類（税務代理権限証書・税理士証票等）が必要となります。

同一区画に申込者が複数の場合は、公開抽選となります

芳養漁港再開発用地2区画を公募売却します

■所在地　芳養松原一丁目
■地目　雑種地
■用途地域　「第1種住居地域」で建築物の用途制限があります。
■設備　電気（関西電力株式会社）、ガス（個別プロパンガス）、上水道（市上水道）
※水道は分譲地内まで配管されていません。分譲地内に水道の給水管を引き込む場合は、自己負担となります。
※生活排水の処理については、合併浄化槽の敷地内設置が必要です。

	面積	価格
区画①	2114.92㎡（639.76坪）	2,350万円
区画②	2527.31㎡（764.51坪）	2,693万1,015円

申12月13日㈪～17日㈮に、下記へ直接又は郵送でお申し込みください。分譲案内書、募集要項及び申込書は、下記又は本庁舎受付、やすらぎ対策課（市民総合センター1階）、芳養連絡所で配布しています。申込書は、ホームページからも取得できます。
※申込者が複数の場合は、公開抽選となります。詳しくは募集要項をご確認ください。

問水産課 水産係（本庁舎別館3階）
〒646-8545　新屋敷町1
☎0739（26）9932
□https://www.city.tanabe.lg.jp/suisan/index.html